

◎中学校完全給食の実施に向けた検討状況について

1 検討経過

年 月	内 容
平成 29 年 7 月	総合教育会議において、市長と教育委員が協議し、実施方式を「センター方式（給食センターを 1 カ所整備）」とすることで方向性が一致
平成 29 年 7 月	教育委員会において、実施方式をセンター方式（給食センターを 1 カ所整備）とすることを議決
平成 29 年 10 月	企画調整会議において、用地を旧平作小学校とすることを決定
平成 30 年 3 月	教育委員会において「(仮称)横須賀市学校給食センター基本計画」及び給食センターの整備・運営を DBO 方式*で行うことを議決

*DBO 方式…設計・建設・運営を一括して発注する方式

2 検討組織等

(1) 市議会

平成 28 年 9 月から平成 30 年 3 月まで「中学校完全給食実施等検討特別委員会」が設置され、中学校完全給食の実施等についてご審議いただきました。（平成 30 年 4 月以降は教育福祉常任委員会において審議）

(2) 中学校完全給食推進本部・専門部会

ア 中学校完全給食推進本部

市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、上下水道局長、全部局長により組織し、中学校完全給食の実施について必要な事項を検討しています。

イ 中学校完全給食推進本部専門部会

中学校完全給食推進本部内に設置し、学校教育部長を部会長とし、中学校完全給食の実施にあたり、関係する各課長により組織し、実施に必要なとなる専門的な事項について検討しています。

(3) 中学校完全給食推進連絡協議会

教職員、保護者、教育委員会事務局で構成し、学校運営に関する課題等の情報を共有し、その解決策等を話し合います。

(4) (仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会

(平成30年7月1日条例施行により設置)

給食センターの設計、建設及び運営を行う事業者の選定等に関し、事業者の選定基準等の検討、事業者の提案書等の審査を行い、教育委員会に意見を具申します。

3 地域への説明

年 月	内 容
平成29年 11月～12月	旧平作小学校区を含む池上小学校区の9町内会（阿部倉町内会、城山自治会、池上町会、金谷町内会、平作町内会、第一平作町内会、第2平作町内会、コモンシティ湘南衣笠町内会、湘南池上自治会）の役員会等において説明、意見聴取
平成30年2月	地域説明会開催 ・2月3日 旧平作小学校（校舎）参加50人 ・2月7日 池上小学校（体育館）参加15人
平成30年 6月～7月	旧平作小学校の敷地周辺50m以内の住民（一部50mより外の住民も含む）へ各戸訪問による説明

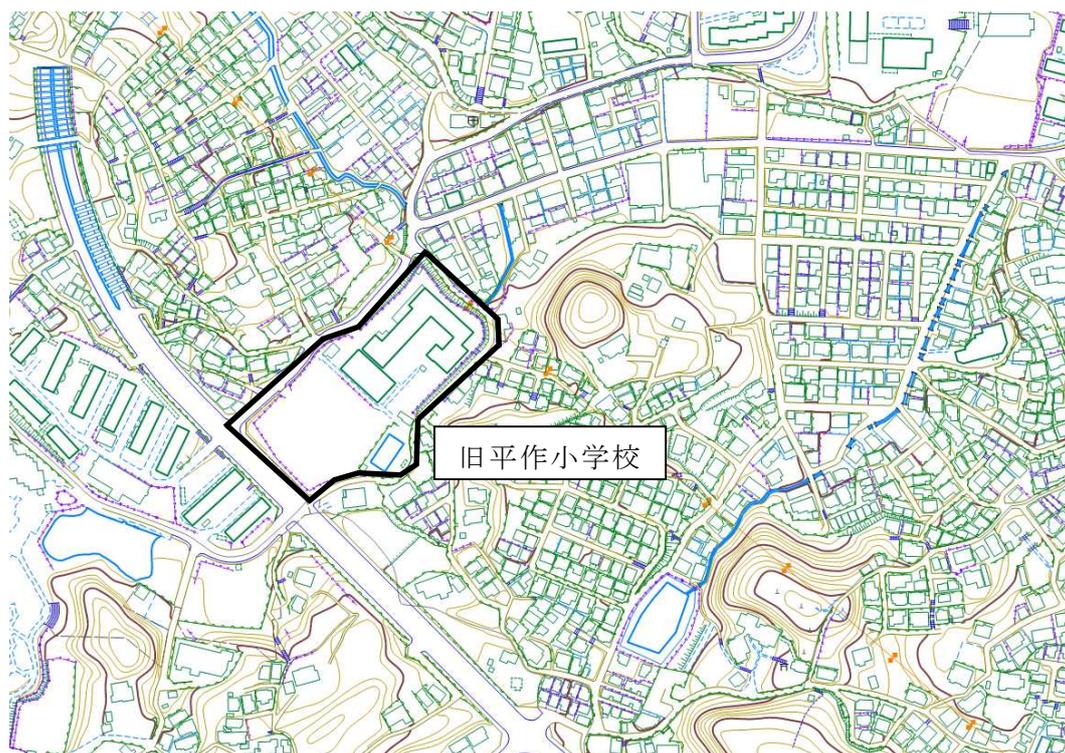
上記のほか、衣笠地区連合町内会への出席及び9町内会への回覧により、情報の周知を行っています。

4 給食センターについて

(1) 概要

項目	内容
対象校／対象者	市立中学校全 23 校／中学校生徒・教職員等
調理可能食数	1 日最大 10,000 食程度
提供方法	食缶で配送し、教室で生徒が配膳
用地	旧平作小学校 (所在地：横須賀市平作 5 丁目 1221 番 20)
敷地面積	14,984 m ² (旧平作小学校の敷地全体を給食センター用地として使用することを想定)
建物	鉄骨造 平屋建てまたは 2 階建てを想定
延床面積	5,500 m ² 程度を想定
その他	<ul style="list-style-type: none">・大規模災害が発生した際には、災害発生翌日または翌々日から 3 日間程度、地域の方への炊き出し等応急給食（おにぎり、汁物）の実施を想定・アレルギー対応食の専用調理室を設置・会議室、見学スペース、調理実習室等の設置を検討・配送車や職員用の駐車場、駐輪場等を設置

位置図



(2) 建築基準法第48条ただし書の許可について

旧平作小学校の都市計画法上の用途は、第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域であることから、同地に給食センターを建設するためには、建築基準法第48条ただし書の許可を得る必要があります。

利害関係人への公聴会を行った上で、建築審査会の同意が必要となります。また、特定行政庁の許可にあたっては、良好な住居の環境を害するおそれがないと認められること、または公益上やむを得ないと認められることが必要となります。

(3) その他

施設周辺の歩行者や他の車両の通行、近隣の交通に支障が出ないように、関係車両の出入口の場所や走行経路等について、関係機関と協議の上で設定します。なお、出入口は、近隣住民のご意見等も踏まえ、旧平作小学校正門側ではなく、久里浜田浦線側に1カ所設置する方向で検討を進めています。